大崎上島町告示４２号

大崎上島町ふるさとづくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成２５年５月１日

大崎上島町長　高　田　幸　典

大崎上島町ふるさとづくり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大崎上島町の将来に向けて地域づくり及び人材づくりを目的とする事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、大崎上島町補助金等交付規則（平成１５年大崎上島町規則第３５号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付の対象事業）

第２条　前条の補助金の交付の対象となる事業は次のとおりとする。

（１）人材育成を目的とした事業

（２）生活文化・福祉の向上を目的とした事業

（３）他地域との交流推進を目的とした事業

（４）その他大崎上島町ふるさとづくり基金の目的達成に必要な事業

（補助金交付の対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができるものは、他の町補助金を受けていない個人又は団体で、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

（１）大崎上島町に所在する団体

（２）大崎上島町に３年以上居住する者

(補助金の額)

第４条　補助金の額は、補助事業に要した経費のうち、補助金交付の対象として町長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）の１０分の８以内とし、予算で定める額を上限額とする。ただし、派遣及び研修旅費に対する補助金については、算出された額の２分の１以内とし、個人については３００千円、団体については５００千円を限度額とする。

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第１号）及び町長が別に定める添付書類を所定の期日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は前条の規定による交付申請について、これを審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第２号）をもって補助金交付申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第７条　補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は補助金の交付決定後に補助事業の内容を変更又は中止する場合には、変更（中止）承認申請書（様式第３号）に町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、補助事業の変更又は中止の承認をしたときは、速やかに補助事業変更等承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業を完了したときは、実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　前項の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して３０日以内、又は補助事業の完了した日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第９条　町長は、前条の規定による実績報告について、審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条　補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出するものとする。

（補助金交付の決定取消し等）

第11条　町長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第６条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

　（１）この要綱その他の法令等に違反したとき。

（２）不正の手段により補助金の交付決定、又は補助金の交付を受けたとき。

（３）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（４）その他補助金の交付決定の内容、又はこれに付した交付条件に違反したとき。

（５）交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

　（補助金の返還）

第12条　町長は前条の規定により取消しをしたときは、当該取消しに係る部分に対し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第13条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らねばならない。

（１）什器備品等に類するもの

（２）その他町長が特に必要と認めたもの

２　前項の財産は、当該財産の耐用年数を経過するまでの間は、町長の承認を受けないで補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が支給を受けた補助金の全部に相当する金額を町長に納付した場合は、この限りではない。

（概算払）

第14条　交付決定後補助事業者の請求（様式第８号）により、概算払により交付することができる。ただし、その額は交付決定額の10分の８以内とする。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。